

昭和四十一年九月十四日まで
三 作業地域 東伯郡

鳥取県告示第三百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月十七日から用途廃止した。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 敏 二 郎

場 所 面積 積 用 途

倉吉市宇池田一ノ四 一、六九平方メートル 水路敷
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

正 誤

昭和四十一年六月十七日付け鳥取県告示第三百十六号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁段行 誤 正
五下五 「**印**」を「**印**」に 「**印**」を「**印**」に
「**上**」を「**上**」に 「**上**」を「**上**」に
「**横**」を「**横**」に

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価一冊一圓月三圓四角(送料を含む。))

鳥取県公報

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む。日
の翌日
に発行)

訓 令

目 次
〇訓 令 鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令
〇告 示 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査事務の受託

鳥取県訓令第八号

鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令

昭和四十一年六月二十七日

鳥取県知事 石 敏 二 郎

鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令
を次のように改正する。

第二条中「鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)第五十九条第二項の規定に基づき、課、係及び駐在所」を「鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第二十条第一項の規定に基づき、係」に改める。

第三条中「又は駐在所長」を削る。

第四条第一項各号列記以外の部分のただし書中「ただし」の下に「第

三号の四に規定する事項については鳥取県鳥取土木出張所長及び鳥取県家土木出張所長を」を加え、「第二十七号」を「第二十七号及び第二十七号の二」に改める。

第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 工事費が百万円未満の工事(営繕工事を除く。以下同じ。)の執行に関する事。

三 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する工事のうち、請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下「請負対象設計金額」という。)が三百万円未満の工事の入札に関する事。ただし、請負対象設計金額が百万円以上の工事に係る入札者の決定を除く。

第四条第一項第三号の次に次の三号を加える。

三の二 工事の請負契約書の作成に関する事。
三の三 土地、水面等の測量及び調査の執行に関する事。ただし、営繕工事に係るものの執行を除く。

三の四 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する営繕工事のうち、請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事(特殊な技術を必要とする営繕工事を除く。)の契約に関する事。ただし、入札者の決定及び現場説明の実施を除く。

第四条第一項第四号に次のただし書を加える。

ただし、営繕工事に係る承諾を除く。

第四条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、請負対象設計金額が百万円以上の営繕工事及び請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事で特殊な技術を必要とするものに係る承諾

を除く。

第四条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 契約約款第八条の規定に基づく監督員の選定に関する事。ただし、貸付工事に係る選定を除く。

第四条第一項第八号を次のように改める。
八 予定価格が百万円未満の工事用材料の購入及び運搬並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ、修繕及び運搬に関する事。

第四条第一項第十五号を次のように改める。
十五 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定に基づく承認のうち、法面の埋立てに係るものの承認に関する事。

第四条第一項第十五号の次に次の二号を加える。
十五の二 道路法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づく許可のうち、電柱及び電線並びに水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件に係る許可に関する事。ただし、道路の幅さく面積が三十平方メートルをこえるもの及び歩道と車道の区別のない道路の路面又は道路の車道の部分に設置する電柱に係る許可を除く。

十五の三 道路法第三十二条第一項又は第三項の規定に基づく許可のうち、道路の幅さくを伴わない広告物及び工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設に係る許可に関する事。

第四条第一項第十九号を次のように改める。
十九 削除

第四条第一項第二十四号ただし書を次のように改める。
ただし、一般国道又は県道の幅さくを伴うもの及び国立公園、国定公園を除く。

園又は県立自然公園の区域内に係るものの許可を除く。

第四条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十三条第一項の規定に基づく受託業務のうち、同法第十七条第一項第一号の規定による住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査並びに同法同条第五項の規定による住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査に関する事。

第四条第一項第二十七号中「鳥取県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」に改め、同条同項同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 鳥取県営住宅の修繕に関する事。
第四条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項第二号又は第八号の規定により締結した契約若しくは前項工事を変更する必要がある場合において、その変更により契約金額又は雇賃工事の金額が当該各号に規定する金額をこえて増加するときは、変更前の金額の五割をこえない範囲内において、これを変更することができる。ただし、国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事での変更については主務大臣の承認を必要とする場合は、この限りでない。

第五条第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円以上の土地、水面等の測量及び見積書の委託の決定並びに指名競争入札に参加することができる者及び見積書を決定すること。

第六条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「工事入札等執行報告書(第二号様式)」を「別に定める様式」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 前項の規定は、土地、水面等の測量及び調査並びに工事に要する物件の購入又は借入れについてこれを準用する。

4 所長は、請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、変更前の請負対象設計金額)が百万円以上の工事及び修繕工事(鳥取県営住宅の修繕に係る工事を除く。)について、請負契約を締結したときは、契約書に關係書類を添えてその旨を知事に報告しなければならない。

第六条第五項中「県費支弁工事通知よく状況報告書(第三号様式)」を「別に定める様式」に改める。

第七条第一項中「(第四号様式)」を「(第二号様式)」に改め、同条第二項中「(第五号様式)」を「(第三号様式)」に改める。

第八条第三項を次のように改める。
3 所長は、工事が百万円以上の工事に係る起工の決定の通知を受けた場合において、当該工事に係る請負契約が指名競争入札又は随意契約の方法により締結されるときは、すみやかに指名競争入札に参加することができる者又は見積書を選定し、別に定める様式により知事に内申しなければならぬ。ただし、請負対象設計金額が百万円未満の工事で指名競争入札の方法により請負契約が締結されるものについては、この限りでない。

第十一条第一項を次のように改める。

園又は県立自然公園の区域内に係るものの許可を除く。

第四条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十三条第一項の規定に基づく受託業務のうち、同法第十七条第一項第一号の規定による住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査並びに同法同条第五項の規定による住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査に関する事。

第四条第一項第二十七号中「鳥取県営住宅管理条例」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」を「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」に改め、同条同項同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 鳥取県営住宅の修繕に関する事。
第四条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項第二号又は第八号の規定により締結した契約若しくは前項工事を変更する必要がある場合において、その変更により契約金額又は雇賃工事の金額が当該各号に規定する金額をこえて増加するときは、変更前の金額の五割をこえない範囲内において、これを変更することができる。ただし、国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事での変更については主務大臣の承認を必要とする場合は、この限りでない。

第五条第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 契約の対象となる部分の設計金額が五十万円以上の土地、水面等の測量及び見積書の委託の決定並びに指名競争入札に参加することができる者及び見積書を決定すること。

所長は、当該年度において執行する工事のうち、工費が百万円以上の工事については、予算の範囲内で繰越を申しやむし、別に定める様式により実施設計書及び關係書類を作成して知事に提出しなければならない。

第二号様式及び第三号様式を削り、第四号様式を第二号様式とし、第五号様式の別紙二の備考の四を次のように改め、同様式を第三号様式とする。
4 第三号について第一号第三号、第二号第三号、第三号第三号を、第三号第三号について第一号第三号、第二号第三号、第三号第三号を、第三号第三号第三号を削る。

この訓令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

鳥取県告示第三三十一号 告示

鳥取県告示第三三十一号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査事務を次の規約により米子市から委託を受けたので、同法同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。
昭和四十一年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗
米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査事務の委託に関する規約

(目的)
第一条 この規約は、米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る

鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日と
相当する日)

規 則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年六月鳥取県条例第二十三号)の施行期日は、昭和四十一年七月一日とする。

告 示

鳥取県告示第三百三十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。
(委託事務の範囲)

第二条 米子市は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十四第一項の規定に基づき、米子都市計画米子駅前通り土地地区調整事業に係る調査事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、米子市の負担とし、米子市は、あらかじめ、これを鳥取県に納付するものとする。

2 前項の経費の納付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が米子市長(以下「市長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、事業計画案その他委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を市長に送付しなければならない。

第四条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、鳥取県歳入歳出予算に計上し、分別して経理するものとする。

第五条 知事は、各年度において委託事務の執行に係る予算に残額を生ずる見込みのある場合は、あらかじめ、その理由を付して市長に見積書を提出し、その了解を得てこれを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として使用するものとする。この場合において、知事は、当該年度の出納閉鎖後、すみやかに、繰越金の生じた理由を附記した計算書を市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 知事は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により、出納長

から決算書の提出を受けたときは、その日から三週間以内に当該決算書に基づき、委託事務についての計算書を作成し、市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第七条 知事は、委託事務の管理及び執行について必要がある場合又は市長の申し出がある場合は、連絡会議を開くものとする。

(規程等改正の場合の措置)

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県の条例、規則その他の規程を新しく制定しようとするとき、又はその全部若しくは一部を改正しようとするときは、知事は、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十一年七月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価二冊二ヶ月三百円(送料を含む。))